

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」

（補足説明資料）

2021年10月15日

九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容については、商業機密に係る
事項であるため公開できません。

(川内原子力発電所 原子炉施設保安規定)

緊急時対策所（指揮所）の設置後、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続工事の開始までに、緊急時対策所の機能を代替緊急時対策所から緊急時対策所（指揮所）に移す必要があるため、以下の申請案件について、保安規定変更認可申請を実施した。（申請実績：2021年6月8日申請、7月13日補正申請）

1. 変更の理由

(1) 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い関連する条文の変更を行う。

(変更条文)

- ・ 第12条の2（運転管理業務）
- ・ 第13条（巡視点検）
- ・ 第83条（重大事故等対処設備）
- ・ 第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・ 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 記載の適正化に伴う変更（2021年10月12日補正時に追加）

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準について、記載の適正化（記載内容の明確化）を行うため変更を行う。

以 上

目 次

(補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
3. 工事計画で抽出された運用内容整理
4. 保安規定第 83 条における運転上の制限等について
5. 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方について
6. 火山影響等発生時の緊急時対策所の居住性確保について
7. その他補足事項について

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以 上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを守ることが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守 —
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを守守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条 品質保証計画 — 第3条 品質保証計画 — 第3条 品質保証計画 — 第3条 品質保証計画 —
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 保安に関する組織 — 第5条 保安に関する職務 — 第4条 保安に関する組織 — 第5条 保安に関する職務 —
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。 2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。 4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第8条 原子炉主任技術者の選任 — 第9条 原子炉主任技術者の職務等 — 第3条 品質保証計画 — 第6条 原子力発電安全委員会 — 第7条 川内原子力発電所安全運営委員会 — 第8条 原子炉主任技術者の選任 — 第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 — 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 — 第7条 川内原子力発電所安全運営委員会 — 第9条 原子炉主任技術者の職務等 — 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 —
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第129条 所員への保安教育 — 第130条 請負会社従業員への保安教育 — 第129条 所員への保安教育 — 第130条 請負会社従業員への保安教育 — 第129条 所員への保安教育 — 第130条 請負会社従業員への保安教育 — 第130条 請負会社従業員への保安教育 —

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項第8号 イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に 関する体制、確認すべき事項、異 状があった場合の措置等】	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第11条	構成及び定義	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条	運転員等の確保	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第14条	運転管理に関する社内基準の作成	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第16条	原子炉起動前の確認事項	—
		第17条	火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第17条の5	資機材等の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
		6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、「LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、「LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	臨界ボロン濃度	—
		第21条	減速材温度係数	—
		第22条	制御棒動作機能	—
		第23条	制御棒の挿入限界	—
		第24条	制御棒位置指示	—
		第25条	炉物理検査 —モード1	—
		第26条	炉物理検査 —モード2	—
		第27条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
		第28条	原子炉熱出力	—
		第29条	熱流束熱水路係数（FQ(Z)）	—
		第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（FN△H）	—
		第31条	軸方向中性子束出力偏差	—
		第32条	1/4 炉心出力偏差	—
第33条		計測及び制御設備	—	
第34条		DNB 比	—	
第35条		1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—	
第36条		1次冷却系 —モード3	—	
第37条		1次冷却系 —モード4	—	
第38条		1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）	—	
第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）	—		
第40条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）	—		
第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）	—		
第42条	加圧器	—		
第43条	加圧器安全弁	—		
第44条	加圧器逃がし弁	—		
第45条	低温過加圧防護	—		
第46条	1次冷却材漏えい率	—		
第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	—		
第48条	余熱除去系への漏えい監視	—		
第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第50条	蓄圧タンク	—
		第51条	非常用炉心冷却系 —モード1、2及び3—	—
		第52条	非常用炉心冷却系 —モード4—	—
		第53条	燃料取替用水タンク	—
		第54条	ほう酸注入タンク	—
		第55条	原子炉格納容器	—
		第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第57条	原子炉格納容器スプレイ系	—
		第58条	アニュラス空気浄化系	—
		第59条	アニュラス	—
		第60条	主蒸気安全弁	—
		第61条	主蒸気隔離弁	—
		第62条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第63条	主蒸気逃がし弁	—
		第64条	補助給水系	—
		第65条	復水タンク	—
		第66条	原子炉補機冷却水系	—
		第67条	原子炉補機冷却海水系	—
		第68条	制御用空気系	—
		第69条	中央制御室非常用循環系	—
		第70条	安全補機室空気浄化系	—
		第71条	外部電源	—
		第72条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4—	—
		第73条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4以外—	—
		第74条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第75条	非常用直流電源 —モード1、2、3及び4—	—
		第76条	非常用直流電源 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第77条	所内非常用母線 —モード1、2、3及び4—	—
		第78条	所内非常用母線 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第79条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—
		第80条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第81条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第82条	使用済燃料ピットの水位及び水温	—
		第83条	重大事故等対処設備	有
		第83条の2	特重施設を構成する設備	—
		第84条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第84条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第85条	運転上の制限の確認	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第86条	運転上の制限を満足しない場合	—
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	有
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第88条	運転上の制限に関する記録	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無		
	1 1. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 89 条	異常時の基本的な対応	—		
		第 90 条	異常時の措置	—		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第 9 2 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 5 5 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 5 5 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が 1 3 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第 11 条の 2	原子炉の運転期間	—		
		第 95 条	燃料の取替等	—		
		—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—		
		—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条	原子力発電安全委員会	—
				第 7 条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 103 条の 2	管理区域の設定・解除	—		
		添付 4	管理区域図（第 103 条及び第 104 条関連）	—		
		第 104 条	管理区域内における区域区分	—		
		第 105 条	管理区域内における特別措置	—		
		第 106 条	管理区域への出入管理	—		
		第 106 条	管理区域への出入管理	—		
		第 107 条	管理区域出入者の遵守事項	—		
		第 114 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—		
		第 115 条	発電所外への運搬	—		
		第 108 条	保全区域	—		
添付 5	保全区域図（第 108 条関連）	—				
第 109 条	周辺監視区域	—				
第 116 条	請負会社の放射線防護	—				
第 117 条	頻度の定義	—				
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—		
		第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、R1.12.25最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放出管理用計測器の管理	—
	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第110条	線量の評価	—
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第98条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
	3. 実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第111条	床・壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔NR規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第103条の2	管理区域の設定・解除	—
		第104条	管理区域内における区域区分	—
		第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第111条 第114条	床・壁等の除染 管理区域外等への搬出及び運搬	— —
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第92条 第93条 第96条 第97条	新燃料の運搬 新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬	— — — —
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関するものが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第92条 第97条	新燃料の運搬 使用済燃料の運搬	— —
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第95条	燃料の取替等	—
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 112 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 103 条	放射線管理に係る基本方針	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 102 条	頻度の定義	—	
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 120 条	原子力防災要員	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 122 条	通報経路	—
	(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。	第 124 条	通報	—
	(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	(3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 125 条	緊急時体制の発令	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 126 条	応急措置	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 127 条	緊急時における活動	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 120 条の 2	緊急作業従事者の選定	—
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第 127 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	—	
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第 128 条	緊急時体制の解除	—
	イ 火災	第 123 条	原子力防災訓練	—
	可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 12 条	運転員等の確保	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）	第 17 条	火災発生時の体制の整備	—
	① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。			
	② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。			
	③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 17 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）			
	① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。			
	③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。				
⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。				

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。 イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。 ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。 (4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとられず、発電用原子炉施設の保全のための必要の措置を講ずることが定められていること。	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	—	
	第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有	
	添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	有	
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第131条	記録	—
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第131条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第132条 第9条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— —
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第132条	報告	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第132条	報告	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第118条	施設管理計画	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的の実施することが定められていること。			
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
		添付6	長期施設管理方針 (第118条の6 関連)	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付6	長期施設管理方針 (第118条の6 関連)	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	—
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方		該当規定文書
<p>(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。） ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>記載の考え方</p>	<p>記載内容の概要</p>		
	<p>5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指稱所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>記載内容の概要</p>	<p>該当規定文書</p>
	<p>5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指稱所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>記載内容の概要</p>	<p>該当規定文書</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・有毒ガスの侵入防止策として、換気空調系を新規に記載する。</p> <p>・降下火砕物の侵入防止策（既存） ・教育訓練基準（既存）</p> <p>・降下火砕物の侵入防止策として、換気空調系の停止を新規に記載する。 ・補足説明資料-6 参照</p> <p>・居住性確保に関する対策として、換気空調系の停止、必要な扉の開確認及び酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視を新規に記載する。 ・補足説明資料-6 参照</p>	<p>・火災防護計画（基準）（既存） ・教育訓練基準（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・教育訓練基準（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・教育訓練基準（既存）</p> <p>・居住性確保に関する対策として、換気空調系の停止、必要な扉の開確認及び酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視について定める。（新規記載）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																								
	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p> <p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所 (指揮所))</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="319 900 638 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系が動作可能であること</td> <td>1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>(2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>(3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□40※2以上あること</td> <td>□40※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="813 900 1117 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1165 900 1500 1384"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 又は</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所要数	緊急時対策所用発電機	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系が動作可能であること	1台×2※1	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること	1台※1	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	(3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□40※2以上あること	□40※2	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日		B. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 又は	10日	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料-4 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準 (既存) 保修基準 (既存) 放射線管理基準 (既存) 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな設備を追加する。(新規記載)
項目	設備	所要数																																											
緊急時対策所用発電機	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系が動作可能であること	1台×2※1																																											
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること	1台※1																																											
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	(3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□40※2以上あること	□40※2																																											
項目	確認事項	頻度	担当																																										
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	防災課長																																										
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																										
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																										
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																										
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																																										
	B. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 又は	10日																																										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定													
		記載すべき内容	記載の考え方												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 71 427 241"> <p>場合</p> </td> <td data-bbox="300 241 427 1384"> <p>B.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> </td> <td data-bbox="300 71 427 1384">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 71 555 241"> <p>C. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p> </td> <td data-bbox="427 241 555 1384"> <p>C.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> </td> <td data-bbox="427 71 555 1384">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 71 683 241"> <p>D. 条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合</p> </td> <td data-bbox="555 241 683 1384"> <p>D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</p> </td> <td data-bbox="555 71 683 1384">12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 71 949 241"> <p>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> </td> <td data-bbox="683 241 949 1384"> <p>A. 動作可能な緊急時対策所用後電機車が2台未満である場合 A.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p> </td> <td data-bbox="683 71 949 1384">速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </table>	<p>場合</p>	<p>B.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	10日	<p>C. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p>	<p>C.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	10日	<p>D. 条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</p>	12時間 56時間	<p>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A. 動作可能な緊急時対策所用後電機車が2台未満である場合 A.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p>	速やかに 速やかに 速やかに	
<p>場合</p>	<p>B.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	10日													
<p>C. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p>	<p>C.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	10日													
<p>D. 条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</p>	12時間 56時間													
<p>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>A. 動作可能な緊急時対策所用後電機車が2台未満である場合 A.1 防災課長は、緊急時対策所用後電機車2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 防災課長は、代替措置^{*4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B. 緊急時対策所用後電機車用給油ポンプが動作不能である場合^{*5}</p>	速やかに 速やかに 速やかに													
		<p>※4：代替品の補充等 ※5：緊急時対策所用後電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。</p>													
		<p>83-19-2 居住性の確保</p>													
		<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1125 71 1332 241">項目</th> <th data-bbox="1125 241 1332 1384">運転上の制限</th> <th data-bbox="1125 71 1332 1384">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1125 71 1332 241"> <p>緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</p> </td> <td data-bbox="1125 241 1332 1384"> <p>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統^{*1}以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備^{*2}が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</p> </td> <td data-bbox="1125 71 1332 1384">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 71 1520 241"> <p>適用モード</p> </td> <td data-bbox="1332 241 1520 1384"> <p>設 備 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 空気ポンプ（緊急時対策所用）</p> </td> <td data-bbox="1332 71 1520 1384"> <p>所要数 1台^{*3} 1基^{*3} 1,400本以上^{*3}</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 71 1520 241"> <p>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> </td> <td data-bbox="1332 241 1520 1384"></td> <td data-bbox="1332 71 1520 1384"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	<p>緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</p>	<p>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統^{*1}以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備^{*2}が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</p>	1	<p>適用モード</p>	<p>設 備 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 空気ポンプ（緊急時対策所用）</p>	<p>所要数 1台^{*3} 1基^{*3} 1,400本以上^{*3}</p>	<p>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>			
項目	運転上の制限	所要数													
<p>緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</p>	<p>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統^{*1}以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備^{*2}が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</p>	1													
<p>適用モード</p>	<p>設 備 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 空気ポンプ（緊急時対策所用）</p>	<p>所要数 1台^{*3} 1基^{*3} 1,400本以上^{*3}</p>													
<p>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																	
		<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <table border="1" data-bbox="175 907 359 1377"> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>2 個※3</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2 個※3</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>2 個※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ (加圧判別用)</td> <td>※4</td> </tr> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基 ※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンプ(緊急時対策所用) 1,400本以上 ※3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数 ※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="526 907 1173 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルタユニット) が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率 (総合除去効率が99.75% (有機よう素) 以上及び99.99% (無機よう素) 以上であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>安全管理課長 安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	酸素濃度計	2 個※3	二酸化炭素濃度計	2 個※3	緊急時対策所エリアモニタ	2 個※3	可搬型エリアモニタ (加圧判別用)	※4	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所非常用空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルタユニット) が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率 (総合除去効率が99.75% (有機よう素) 以上及び99.99% (無機よう素) 以上であることを確認する。	1か月に1回	防災課長	緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保修課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	安全管理課長 安全管理課長			
酸素濃度計	2 個※3																																					
二酸化炭素濃度計	2 個※3																																					
緊急時対策所エリアモニタ	2 個※3																																					
可搬型エリアモニタ (加圧判別用)	※4																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																			
緊急時対策所非常用空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルタユニット) が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率 (総合除去効率が99.75% (有機よう素) 以上及び99.99% (無機よう素) 以上であることを確認する。	1か月に1回	防災課長																																			
緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保修課長																																			
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																			
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																			
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	安全管理課長 安全管理課長																																			
		<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1220 907 1468 1377"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 緊急時対策所エリアモニタ3及び4</td> <td>満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 緊急時対策所エリアモニタ3及び4	満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																												
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																			
A. 緊急時対策所エリアモニタ3及び4	満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方		
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に關すること。	<p>1 2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p> <p>実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に關する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に關すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。 ② (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の</p>	<p>※5：代替品の補充等</p> <p>表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>83-20 通信連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モード1, 2, 3及び4 衛星携帯電話 14台 ・モード5, 6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 衛星携帯電話 14台 	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料-4 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
		<p>第 87 条 表 87-1 へ以下の設備を追記する。</p> <p>第 83 条 (83-19-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統 	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料-5 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな設備を追加する。(新規記載)
	<p>添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 [実用炉規則第92条第1項第8号イからハまでにて整理]</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		記載すべき内容	記載内容の概要			
	<p>の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のアロリスムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(ア) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>・設置変更許可申請書の記載内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・放射線管理基準（既存）</p> <p>・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和</p>	<p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置、発電所内外に通信ネットワークを構築し、接続するための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所）</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(ロ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p><以下、省略></p> <p>「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」の変更内容については、「上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針」にて整理</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力</p>	<p>・補足説明資料-2 参照</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げることとする。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代管循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p>	<p>防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(4) プルーフアウト時及びフィルタベント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所（指揮所）にとどまり、プルーフアウト後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(6) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p><中 略></p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やか</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方		該当規定文書
	<p>保安規定審査基準</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらわれない定められた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>に選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。
ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。
- ② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。
また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。
- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確化する。 ○「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容を明確にする。 ○「黄マーカー」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字(青下線)</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。 ○「黄マーカー(赤字)」により、変更予定の箇所を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書(二次文書)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書(二次文書)他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書(二次文書)の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

○ 川内保安規定

		上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	－	本文 + 添付書類 八
	①	1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針
	②	8. 1 放射線管理設備
	③	8. 2 換気設備
	④	10.10 緊急時対策所
	⑤	10.13 通信連絡設備
(2)	－	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5.1 重大事故等対策
	②	5.2.1 可搬型設備等による対応
	③	追補 1.14 電源の確保に関する手順等
	④	追補 1.17 監視測定等に関する手順等
	⑤	追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
	⑥	追補 1.19 通信連絡に関する手順等

上記のほか、設置変更許可申請書の変更があった以下の事項については、内容に運用に関する記載がない、また、変更内容が設備名称の変更であり運用変更を伴うものではないことから、対象としていない。

		上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	－	本文 + 添付書類 八
	①	1. 4 耐震設計
	②	1. 5 耐津波設計（10.7 含む）
	③	1. 6 火災防護に関する基本方針（1.10、10.5 含む）
	④	2. 5 建屋及び構造物
	⑤	6. 4 計装設備（重大事故等対処設備）
	⑥	8. 3 遮へい設備
(2)	－	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5.2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備
	②	追補 1.15 事故時の計装に関する手順等
	③	追補 2.4 フィルタベント

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載）</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(中略)</p> <p>(e-1-3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ベースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所へ（緊急時対策所（指挿所））、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所非常用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所非常用発電機車用給油ポンプ、緊急時データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できると設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備については、種別として重大事故等対処設備のうち常設のものとして重大事故等対処設備のうち可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。</p> <p>1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (中略)</p> <p>(3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>緊急時対策所（指挿所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指挿所）」という。）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ベースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所へ（緊急時対策所（指挿所））、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所非常用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所非常用発電機車用給油ポンプ、緊急時伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できると設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所（緊急時対策棟内）を共用化する。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信設備は、1号炉及び2号炉双方に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるような設計とされる。</p> <p>各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信設備は、1号炉及び2号炉双方に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるような設計とされる。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置する緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所（緊急時対策棟内）を共用化する。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信設備は、1号炉及び2号炉双方に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるような設計とされる。</p> <p>各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信設備は、1号炉及び2号炉双方に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるような設計とされる。</p>			
<p>(c-3) 環境条件等 (c-3-1) 環境条件 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>I.1.8.3 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>			<p>(2/4)</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策棟（指揮所）内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。このうち、インテグレーションシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とする。特に、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することと耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策棟（指揮所）内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。このうち、インテグレーションシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とする。特に、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することと耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(18) 緊急時対策所（重大事故等時） a. 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、適切な措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び緊急時内外の通信連絡を確保するための場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を稼働する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規規発第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(規定済)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・必要な保有数は83条にて整理</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>必要な重大事故等対処設備を設置保管することについて記載。 (新規設備を追加する。)</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）
【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を果たせる。</p> <p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な救の要員を収容できる設計とする。</p> <p>（以下、省略）</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）
【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	記載の考え方	社内規定文書
<p>R02.01.29 許可</p> <p>(z) 監視設備</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に表示できる設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>R02.01.29 許可</p> <p>設置変更許可申請書【添付書類】</p> <p>R02.01.29 許可</p> <p>8.1 放射線管理設備(2)</p> <p>8.1.1 通常運転時等</p> <p>8.1.1.2 設計方針</p> <p>放射線被ばくは、美用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 中央制御室に必要な情報及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む。）により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>8.1.1.3 主要設備</p> <p>8.1.1.3.2 放射線監視設備</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 野外管理用モニタリング設備（1号及び2号炉共用）</p> <p>a. 固定モニタリング設備</p> <p>発電所敷境界付近の空間放射線量を連続的に測定するため、シンチレーション検出器等を備えたモニタリングステーション及びモニタリングポストを設けるほか、発電所敷境界付</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し（1/7,2/7）</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>手. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(1) 放射線監視設備</p> <p>(中略)</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に表示できる設計とする。</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(中略)</p> <p>さらに緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。 緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において使用する。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（1号及び2</p>	<p>近及びその周辺に空間積算線量を測定するため、蛍光ガラス線量計を備えたモニタリングポイントを設置する。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータの伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む。）により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上を上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>主な野外管理用モニタリング設備仕様の概略を第8.1.8表に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概要</p> <p>(中略)</p> <p>緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）
【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 号炉共用) 個 数 4 (予備2) 緊急時対策所エリアモニタ (1号及び2号炉共用) 個 数 2 (予備1)	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(中略)</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時に於いて、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気モニタ、排水モニタ、気象観測設備、固定モニタリング設備、モニタリングカー、環境試料の分析装置及び放射能測定装置を設ける。 排気モニタ、排水モニタ並びに固定モニタリング設備のうちモニタリングステーション及びモニタリングポストについては、設計基準事象時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に表示できる設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る上</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>8.1.2.2 設計方針 重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリングポストを使用する。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、代替測定装置を有する設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p>	<p>設置すべき内容 設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し(3/7から6/7)</p>	<p>記載の考え方 記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

第83条にて整理済

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p> <p>十分な個数を保管する。可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト（1号及び2号炉共用） 	<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストは、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト（1号及び2号炉共用） 	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストは、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。</p>	<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストは、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト（1号及び2号炉共用） 	<p>重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型エリアモニタを使用する。可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型エリアモニタで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型エリアモニタの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタ（1号及び2号炉共用） 	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p> <p>第 83 条にて整理済</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプル又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主として、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプル又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主として、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。放射能測定装置（NaI シンチレーションサンベイメータ、GM 汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型よう素サンプル型ダストサンプルラ、NaI シンチレーションサンベイメータ、GM 汚染サーベイメータ）（1号及び2号炉共用） 	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>及び放射線量の測定)として、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定する。放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備(風向、風速)を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合の代替する重大事故等対処設備(風向、風速その他の気象条件を測定)として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の指示値は、無線(衛星局線)により伝送し、緊急時対策所(指標所)で監視できる設計とする。</p>	<p>線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定する。放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置(可搬型よう素サンブラ、可搬型ダストサンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)(1号及び2号炉共用) 電離箱サーベイメータ(1号及び2号炉共用) 小型船舶(1号及び2号炉共用) <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備(風向、風速)を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合の代替する重大事故等対処設備(風向、風速その他の気象条件を測定)として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の指示値は、無線(衛星局線)により伝送し、緊急時対策所(指標所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測装置の電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測装置（1号及び2号炉共用） 可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ及び可搬型気象観測装置の指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。 使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピット区域の空間線量率について、使用済燃料ピットに係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率は、あらかじめ複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所での関係を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。また、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 使用済燃料ピット周辺線量率は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット周辺線量率 <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ）は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定される重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ）は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） 	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(10.2 代替電源設備)にて記載する。 放射線量の測定における大容量空冷式発電機を使用した代替電源は、使用済燃料ピット周辺線量率、格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)、モニタリングステーション及びモニタリングポストに給電でき、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、主要パラメータ及び代替パラメータに対して可能な限り多様性を考慮した設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における蓄電池(重大事故等対処用)を使用した代替電源は、独立した回路により重大事故等対処設備に給電できること、常設直流電源系統に対して多様性を持つ設計とする。蓄電池(重大事故等対処用)は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統と異なる区画に設置すること、位置的分散を図る設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における直流電源用発電機及び可搬型直流通換器を使用した代替電源は、駆動源をディーゼル駆動とすることで、常設直流電源系統及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。直流電源用発電機は、屋外に保管し、可搬型直流通換器は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統及び蓄電池(重大事故等対処用)と異なる区画に保管すること、位置的分散を図る設計とする。 電源設備の多様性、位置的分散については(10.2 代替電源設備)に記載する。 可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び可搬型気象観測装置は、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングカー及び気象観測設備と異なる場所、かつ耐震性を有する緊急時対策棟(指通り)内又は緊急時対策棟内に保管すること、同時に機能喪失しない設計とする。 (以下、省略)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第 83 条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <p>第 83 条にて整理済</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存) ・技術基準(既存) ・気象観測装置関連業務要領(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存) 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>手、放射線管理施設の構造及び設備 (iv) 換気設備 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減及び中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離可能な換気設備を設ける。 (中略)</p> <p>b. 緊急時対策所換気設備 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策棟内の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策棟内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化フラインクユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>なお、代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p>	<p>8.2 換気設備 8.2.3 主要設備 (中略)</p> <p>8.2.3.4 緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用） 8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策棟内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策棟内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化フラインクユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備の多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>主要設備及び仕様 緊急時対策所換気設備の主要設備及び仕様は、第8.2.7表及び第8.2.8表に示す。</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(ac) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に発生した際に必要となる指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に発生するため必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規発第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する</p>	<p>10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に発生した際に必要となる指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に発生するため必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アクセスルートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所（指挿所）又は</p>	<p>第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）に規定済</p> <p>[10.10.1.2 設計方針にて整理済]</p> <p>[10.10.1.2 設計方針にて整理済]</p> <p>[10.10.1.2 設計方針にて整理済]</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（休憩所）において緊急時対策所（緊急時対策棟（休憩所））として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指種所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p> <p>緊急時対策所（指種所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を取容できる設計とする。</p> <p>(vi) 緊急時対策所 1 次冷却系統に係る巻用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（指種所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指種所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出される際の観点からの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計</p>	<p>は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指種所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p> <p>10.10.1.2 設計方針 緊急時対策所（指種所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、以下のとおり設計とする。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出される際の観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況を踏まえ、敷地内外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

添付2 「8 有毒ガス」に規定済

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 する。	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策棟（体強所）で構成する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（体強所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（体強所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（体強所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p>	<p>の取組中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>a. 緊急時対策所（指揮所）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パネルメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.10.1.1 概要 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パネルメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p> <p>10.10.1.3 主要設備 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の主要設備は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所（指揮所）（1号及び2号炉共用） 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所（指揮所）を設置する。 (2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1号及び2号炉共用） 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する。 (3) 情報収集設備（1号及び2号炉共用） 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、緊急時運転パネルメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 代替緊急時対策所のSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。なお、代替緊急時対策所の緊急時運転パネルメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。 (4) 通信連絡設備（1号及び2号炉共用）（10.13通信連絡設備） 発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第83条に整理済</p>	<p>記載の考え方</p> <p>10.10.1.1 と同内容</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>(5) 酸素濃度計（1号及び2号炉共用）室内の酸素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）室内の二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.10.2 重大事故等時 10.10.2.1 概要 (1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることとできるよう、適切な措置を講じた設計とする。ともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡を確保する必要がある場所以外に必要数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の設置工事において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アクセスルートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>•設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>•非常事態対策基準（既存） •技術基準（既存） •通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないように設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「ロ。(1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ。(2)(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）の機能に係る設備は、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発熱性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（指挿所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（指挿所）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行う</p>	<p>内)は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、緊急時対策所としての機能を果たせる。</p> <p>(2) 緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることのできるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発熱性物質の拡散を抑制するための必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>10.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないように設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発熱性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（指挿所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（指挿所）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行う</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第 83 条にて整理</p> <p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>添付書類十 追補 1.18 にて整理。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 対策所非常用空気浄化システムユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可 置又は保管する設計とする。	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（指揮所）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する</u>とともに、室内への希ガス等の放射性物質の放射線物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等により、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所（指揮所）</u>において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を集集し、<u>緊急時対策所（指揮所）</u>で表示できるように、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、<u>緊急時対策所（指揮所）</u>から中央制御室、屋内内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他</p>	<p>緊急時対策所（指揮所）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する</u>とともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等により、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所（指揮所）</u>において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を集集し、<u>緊急時対策所（指揮所）</u>で表示できるように、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、<u>緊急時対策所（指揮所）</u>から中央制御室、屋内内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>(既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・技術基準 (既存)</p> <p>・通信連絡設備管理要領 (既存)</p> <p>・放射線管理基準 (既存)</p> <p>・放射線管理要領 (既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するものを、多重性を有する設計とする。保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するものを、多重性を有する設計とする。保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>•設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>•設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>•非常事態対策基準（既存） •非常事態対策要領（既存） •技術基準（既存） •通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エリアモニタ、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所へは、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）へは、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。以下に設備は、緊急時対策所へは、緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エリアモニタ、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所へは、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）へは、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。以下に設備は、緊急時対策所へは、緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>•設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>•設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>•非常事態対策基準（既存） •非常事態対策要領（既存） •技術基準（既存） •通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所は、「チ、(1) (iii) 遮へい設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ、(1) (w) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エアモニタは、「チ、(1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「ス、(3) (vi) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「ス、(2) (v) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き続き使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（指挿所）（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用） 酸素濃度計（1号及び2号炉共用） 二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所エアモニタ（1号及び2号炉共用） 可搬型エアモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 携帯型通話設備（1号及び2号炉共用） 衛星携帯通話設備（1号及び2号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用） 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用） <p>大容量空冷式発電機は「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p>				
<p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うための必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯通話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワ</p>					

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>一に接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震重要棟設計用基準地震動に対する地震力に対する地震力に対し、機能を喪失しないように設計とする。地震及び津波に対しては、「ロ. (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (2) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器的破損等による発熱所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を含め、重大事故等に対処するために必要な要員を収容することのできる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイス等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイスの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイスを行う区画に隣接して設置することができよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震重要棟設計用基準地震動に対する地震力に対する地震力に対し、機能を喪失しないように設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器的破損等による発熱所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を含め、重大事故等に対処するために必要な要員を収容することのできる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイス等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイスの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイスを行う区画に隣接して設置することができよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等と東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設備を考慮しない要件を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニター（加圧判断用）を保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等と東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設備を考慮しない要件を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニター（加圧判断用）を保管する設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>る設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。 重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を集集し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるように、緊急時運転パラメータ（SPDS）及び SPDS データ表示装置を設置する設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。 重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又はは保管する設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。 全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。 緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することで、多重性を有する設計とする。 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃</p>	<p>る設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。 重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を集集し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるように、緊急時運転パラメータ（SPDS）及び SPDS データ表示装置を設置する設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。 重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又はは保管する設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。 全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。 緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することで、多重性を有する設計とする。 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>料を備給できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へいは、「チ. (1) (iii) 遮へい設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「ヌ. (3) (vi) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>きる設計とする。</p> <p>これらの具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1号及び2号炉共用）） ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用） ・酸素濃度計（1号及び2号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所エアモニタ（1号及び2号炉共用） ・可搬型エアモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） ・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・携帯型通話設備（1号及び2号炉共用） ・衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用） <p>大容量空冷式発電機は「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>10.10.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策棟（指揮所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（指揮所）内を換気するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号が共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号が共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号が共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、中央制御室とは離れた緊急時対策棟内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>策棟（指揮所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に搬入するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所への（緊急時対策所（指揮所））は、緊急時対策所（指揮所）と一体のコックリット構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によって、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止め等によって固定すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタ（加圧判断用）は、他の設備</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 <u>緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置は、電源操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ユニット、緊急時対策所非常用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所非常用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成ができること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時対策所非常用発電機車は、通常時に稼働中の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止め等によつて固定すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置は、電源操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>記載すべき内容 (規定済)</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>伝送システム (SPDS)、SPDS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上を図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所兼へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上を図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できるよう設計する。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>10.10.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.8.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする発射機等及び原子炉格納容器の破損等による発射機等への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が代</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>替緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に 対処するために必要な数量の放射線管理用資機 材や食料等を配備できる設計とする。 緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時 対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊 急時対策所加圧設備は、緊急時対策所（指揮所） 内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、 酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がな く維持できる設計とする。 緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急 時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、 故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1 基に加えて、同容量の予備機を1台設置する。 また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等 を行うための区画を含め緊急時対策所（指揮 所）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさな いよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着 能力を有する設計とする。 緊急時対策所加圧設備は「実用発電用原子炉 に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」 における放射性物質の放出時間が10時間である ことを踏まえ、緊急時対策所（指揮所）内を加 圧するために必要な容量を確保するだけでな く、予測困難なブルームの通過に対して十分な 余裕を持つ容量を保管する設計とする。 代替電源設備である緊急時対策所用発電機車 は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電する ために必要な容量を有するものを1台使用す る。保有数は、使用する1台と故障時及び保守 点検による待機除外時のバックアップ用として 2台の合計3台（1号及び2号炉共用）保管す る設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料 油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、 1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続 定格運転に必要な容量を有するとともに、同容 量の予備機を1基（1号及び2号炉 共用）設置することにより多重性を持つ設計と する。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、 1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転 に必要な燃料を供給できる容量を有するととも に、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及 び2号炉共用）設置することにより多重性を持 つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所 （指揮所）の放射線量の測定が可能な台数とし て2台（1号及び2号炉共用）、故障時及び保守 点検による待機除外時のバックアップ用として</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</p> <p>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</p> <p>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</p> <p>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</p> <p>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</p>	<p>非常事態対策基準 （既存）</p> <p>非常事態対策要領 （既存）</p> <p>非常事態対策基準 （既存）</p> <p>非常事態対策要領 （既存）</p> <p>非常事態対策基準 （既存）</p> <p>非常事態対策要領 （既存）</p> <p>非常事態対策基準 （既存）</p> <p>非常事態対策要領 （既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容 を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容 を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載する。	該当規定文書 ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存)	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>1台の合計3台(1号及び2号炉共用)を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置(緊急時対策所及び計装設備(重大事故等対処設備)と兼用)は、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(指輪所)内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット2個使用する。保有数は1セット2個(1号及び2号炉共用)と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個(1号及び2号炉共用)を保管する設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所(緊急時対策棟内)に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。</p>		<p>・非常事態対策基準(既存)</p> <p>・非常事態対策要領(既存)</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>十分な余裕を持つ容量を保管する設計とする。</p> <p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを1台使用する。保有数は、使用する1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を有することにより多重性を持つ設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット1個使用する。保有数は1セット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>10.10.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、コンクリート構造物として代替緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上にあり、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時における緊急時対策所（指挿所）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指挿所）のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p>				
	<p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所選へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、コンクリート構造物として緊急時対策所と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指挿所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上にあり、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>酸濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時における緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟のそれぞれに環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>10.10.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に設置する。</p> <p>また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるように、緊急時対策所（指揮所）近傍に配備する設計とする。また、容易に交換が可能な設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（指揮所）内を加圧する必要があるため、緊急時対策所（指揮所）内の手動操作バルブにより確実に空気が加圧操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とする。また、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟（指揮所）及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する。緊急時対策棟（指揮所）</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（指揮所）内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に設置する。 また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を加圧する必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の手動操作バルブにより確実に空気が加圧操作ができる設計とする。 緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やか</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>に行えるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>10.10.2.3 主要設備及び仕様 緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様は第10.10.2表及び第10.10.3表に示す。</p> <p>10.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 居住性の確保として使用する緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p>		<p>試験検査については、第83条のサーベイランスにて整理。</p>		